

国、滋賀県、大津市など 14 機関に



場外券売場設置反対を陳情

「正法寺町自治会」、「場外舟券・車券売場建設に反対する自治会連絡協議会」（以下「自連協」）、「場外舟券・車券売場建設に反対する会」（以下「反対する会」）の3団体は3月22日から30日にかけて関係14機関あてに場外券売場反対の陳情書を提出しました。

まず国土交通大臣、国土交通省の担当課長、近畿運輸局長、経済産業大臣、経済産業省担当課長、近畿経済産業局長に対し場外券売場設置の許可申請書を慎重に審査の上、受理しないよう陳情しました。

全国モーターボート競走会連合会と日本自転車振興会に対し場外券売場の設置を推進しないよう陳情しました。

また、滋賀県知事と大津市長に対し場外券売場を彦根に設置しないよう、滋賀県議会議長と大津市議会議長に対し場外券売場の設置に反対するよう陳情しました。

さらに彦根警察署長に対し滋賀県からの意見照会には交通、防犯、青少年育成に支障を来さないよう配慮する観点から意見表明するよう陳情し、彦根市長と彦根市消防本部消防長に対し防火、消防、救急活動に支障を来さないよう配慮する観点から意見表明するよう陳情しました。

今回は彦根市内、大津市、大阪市の各機関を訪ねて担当者に面談し、計画地の実情を説明しながら設置反対を陳情しました。

胴元は滋賀県と大津市か？

競艇、競輪などの場外券売場を施行できるのは競艇、競輪を主催している地方自治体などの「胴元」に限られます。

従って彦根に場外券売場が建設された場合は、滋賀県が主催する「琵琶湖競艇」と大津市が主催する「大津びわこ競輪」の場外券売場となる模様です。

現に 滋賀県の担当者は「彦根に場外舟券売場が出来れば 前向きに検討せざるを得ない」と言明しています。

また、大津市の担当者も「本音はやらせて欲しい。地元がうまく調整してもらって やらせてもらえれば有難

い」と彦根進出に意欲を見せています。

公営ギャンブルの不振が続く中、滋賀県、大津市とも彦根に進出して売上げを伸ばそうというのが 本音のようです。

公営ギャンブルの売上げが軒並み激減して苦しい事は理解できますが、彦根市民に何の責任もありません。

滋賀県と大津市が公営ギャンブルを立て直すためとは言え、彦根市民が犠牲になるのは まっぴら御免です。

私達としては これからも滋賀県と大津市に対して彦根進出を止めるよう働きかけて行く方針です。

彦根市長選立候補予定者に公開質問状

「自連協」と「反対する会」は彦根市長選挙の立候補予定者3氏宛に4月4日、場外舟券・車券売場建設に関する公開質問状を出しました。

これは立候補予定者の場外券売場建設計画に対する政策などを明確にしてもらうためのものです。

質問の内容は ①場外舟券・車券売場建設計画の推進ま

たは反対運動に関し、これまでかかわって来られた場合はその具体的な事実(意思表示も含む) ②現時点での賛否とその理由 ③具体的な政策、以上の3点です。

回答期限は4月12日で、回答の内容および回答のない場合はその事実を公開し、「自連協」の自治会では各戸に回覧する予定です。



彦根市議会 3 月議会で中島市長

ごまかし と 開き直いに終始

中島市長は昨年 6 月議会で「滋賀県と開発事業者が協議を行うことにに対して同意した」等と、いかにも「設置そのものには同意していない」かのような曖昧な答弁を数回にわたり繰り返していましたが、この 3 月議会では山田議員の追及に堪えきれず「基本的には設置することに同意をいたしました。」と認めました。

しかし今度は、「設置の同意がなければ協議が始まる

ことはあり得ないことから『設置にかかる協議をするための同意』と申し上げたものであります。この事は当時から現在も変わりはありません。」等と開き直りに転じてきました。ちなみに、「彦根市長の同意がなければ、開発事業者と滋賀県が協議を始められない」などというのは全くのデマで、滋賀県の担当者も理解できない発言だと首を傾げていました。

「自治会」と「自治連合会」は違います！

また、山田議員が「鳥居本学区自治連合会のみ」の協定でよいのか」と質問したのに対しても重大なごまかし答弁をしました。

実際にはトランスワードと鳥居本学区自治連合会長などの間で基本協定を締結し、自治会長とは基本協定を交わしていないにもかかわらず、中島市長は「地元自治会および各種団体と基本協定を締結された上での同意要請であります。」「自治会の同意につきましては事業者と自治会との基本協定が締結されておりまして国の設置許可基準を満たしているものと考え同意した」「事業者と自治会に基本協定が締結されておりまして、設置の許可基準を満たしている」と 3 回にわたり答弁しました。

市長は「自治連合会長」を「自治会」と置き換えてごまかす重大な虚偽答弁を繰り返したのです。

国土交通省の場外舟券売場設置許可基準では「自治会の同意」が必要であるとされ、「自治連合会長のみ」の同意では許可されません。

本来、国の設置許可基準を満たしているかどうかを判断するのは彦根市でなく国の機関です。

国が判断する前に彦根市長が「国の許可基準を満たしている」などと公言するのは異例のことです。

まして「自治連合会長」と「自治会」を置き換えてまで「許可基準を満たしている」と議会で答弁するとはどういうことでしょうか？

ギャンブルと福祉施設が同居とは？

さらに山田議員が「場外券売場の設置許可基準では文教施設や医療施設から適当な距離を有し、文教上または衛生上著しい支障を来すおそれがない事となっているが、福祉施設などとの併設についてどのように考えているのか」と質問したのに対し、市長は「福祉施設からの距離等で支障があると認められる時は配置計画等の見直しが求められるものと考えております」と答えまし

た。

早々と設置に同意をしておきながら「支障があれば見直されるだろう」とは何と無責任な答弁でしょうか。

いずれにしても、ギャンブル施設とディサービスやグループホーム等の福祉施設を同一敷地内に併設する事は国の設置許可基準の趣旨に反するばかりでなく、常識的にも許されないことです。（市議会報告は次号に続く）

「ポートピア神戸新開地」見学記

去る 3 月中旬、「自連協」の事務局員 3 名で神戸、姫路の馬券売場とポートピア（場外舟券売場）を見学してきました。神戸駅前の馬券売場は大勢の人であふれ女性の姿が目立ちました。階段のあちこちには疲れた様子のギャンブラーが座っていました。

次に「ポートピア神戸新開地」に向かうと入口付近の路上で 60 歳位の男性が寝ているのに驚きました。

警備員も通行人も無視、たぶん日常茶飯事のことなのでしょう。見学して帰る時もまだ寝ていました。

神戸も姫路も駅から近い一等地なのにギャンブラーがフラフラしているのが健全な施設は出来ないのだろうと思いました。文化と歴史のまち彦根にもギャンブル施設は馴染みません。「建設反対」の決意を確認しあって帰路につきました。（M）